

# 和解成立

昨年、8月19日に新砂営業所で発生した「事件」は、本年1月15日に双方の当事者並びに弁護士の合意がなされ、和解が成立しました。

2009年8月19日に「事件」が起こり、20日に組合に相談があり、即座に弁護士に相談して、まずは、団体交渉での解決を目指し、決裂したら、労働審判を起こして解決する方向を確認しました。

9月10日に成田の会議室で会社と団体交渉を行いました。個人の問題であるとして、交渉は決裂しました。この結果を受けて、9月14日に千葉地方裁判所へ労働審判を申し立てました。

千葉地方裁判所で11月20日と12月15日に2回の審判が開かれましたが、解決に至らず第3回の日程が1月15日と設定されました。

この間、双方の弁護士が話し合いを行い、今回の和解が成立しました。和解の条項の中に「守秘義務条項」が盛り込まれているため、また、弁護士等にも「守秘義務」が課せられているため、内容の公表することは出来ませんが、十分とまではいかないまでも、おおむね納得できるものとなっています。

## 【守秘義務】

公務員のほか、医師・弁護士など一定の者に課せられる、業務上の秘密

を守る義務。

「大辞林」より

今回の「事件」に関して、組合員のみなさまの理解と協力が得られ、無事に和解が成立しました。ほんとうにありがとうございました。

////////////////////////////////////  
最後に、いよいよ「不利益変更」の裁判が東京地裁で始まります。今度は、私たちが主役です。裁判傍聴に行くことで私たちが（取り戻す）という強い意志を裁判所に示し、この戦いを勝利に導かなければなりません。

多数のみなさまの傍聴をよろしくお願いします。

## 2月15日(月)午前10時より東京地裁 民事527号法廷

東京地方裁判所 :東京都千代田区霞が関 1-1-4(地下鉄東京メトロ丸の内線・日比谷線・千代田線「霞ヶ関駅」A1出口から徒歩1分、地下鉄東京メトロ有楽町線「桜田門駅」5番出口から徒歩約3分)

「霞ヶ関駅」A1出口に午前9:45分集合です。

また、当日の交通費は組合で実費負担します。(後で請求して下さい)

当日の全体の時間は、約10分～20分程度の短時間で終わる予定です。